

化学品のリサイクル率確認登録制度 確認登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本化学工業協会(以下「日化協」という。)が運営する化学品のリサイクル率確認登録制度(Registration system of recycled chemical materials) (以下「RCM確認登録制度」という)における具体的な運用(製品登録の申請、製品登録、製品登録継続、検査等)の基準及び手続を定めることにより、RCM確認登録制度の厳格かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程で使用する用語は、別紙1のとおりとする。

(製品登録の申請手続き)

第3条 製品登録の申請は、RCM確認登録制度運営規程(以下「運営規程」という)第5条第1項に定める制度会員が行う。

(申請書類)

第4条 あらたに製品登録の申請を行う制度会員(以下「申請者」という)は、以下の書類を日化協に提出する。

- ① 製品ごとに、製品名、リサイクル率その他の必要な情報を記載したRCM確認登録制度登録規程実施細則(以下「実施細則」という)に定める申請書。
- 2 RCM確認登録制度に登録されている製品(以下「登録製品」という)の登録内容(以下「登録内容」という)の変更を求める申請者は、以下の書類を日化協に提出する。
 - ① 実施細則に定める登録内容の変更申請書。

(産業財産権等の係争)

第5条 製品登録申請のために提出された資料に係わる営業上又は産業財産権上の係争については、日化協は一切の責任を負わない。

(確認登録)

第6条 日化協は、申請者が提出した申請書類等に記載された内容に不備がないことを確認の上、当該製品に区別可能な登録番号を付与し、当該制度会員に確認登録証を交付する。

- 2 日化協は、申請内容に不備を確認した場合は、申請者にその旨を連絡し、必要な修正を求める。
- 3 本条第2項で日化協から修正を求められた申請者は、修正した申請書類などを日化協に再提出する。

日化協は、再提出された申請書類等について改めて本条第1項の手続きを行う。

- 4 申請者は本条第1項、2項及び3項に基づく登録の適否や内容について不服がある場合は、その旨を記した意見書をもって日化協に申し入れすることができる。
- 5 日化協は、本条第4項に基づく申し入れを受けた場合には、その内容を審議し、その結果を当該申請者に通知した上で、必要な措置を講ずる。

(秘密の保持)

第7条 日化協は、制度会員が提出した申請書等の情報に対して厳正な管理を行い、情報漏洩を防止しなければならない。

(製品登録台帳への登録)

第8条 日化協は、本事業の実施のため製品登録台帳を作成する。

2 日化協は、確認登録証を交付したことを製品登録台帳に記録する。

(製造権等の譲渡)

第9条 製品登録を受けた制度会員(以下「登録者」という)が当該登録製品に係わる製造、販売、流通及び使用の権利を第三者へ譲渡した場合は、当該登録製品のRCM確認登録制度への登録は廃止される。

なお、当該制度会員の合併、分社などの法人格変更の場合はその限りでない。

(責任)

第10条 登録者は、確認登録証と事実と相違が生じないようにしなければならない。

2 確認登録証の使用に起因するすべての事象・事項に関する責任は、故意または過失の有無にかかわらず、登録者が負うものとし、日化協は一切の責任を負わない。

3 本条第2項の事象・事項が発生した場合、登録者は当該事象・事項について日化協に報告しなければならない。

(製品登録の有効期間)

第11条 製品登録の有効期間は1年間とする。

2 製品登録については、当該製品の登録者からの退会若しくは登録の廃止の申出がなければ、登録は継続される。

(事業報告の提出)

第12条 登録者は、実施細則に基づき1年間の事業報告を日化協に提出する。

2 日化協は、当該事業報告の内容について確認を行う。

(定期検査)

第13条 日化協は、登録内容について当該製品の制度会員に対して実施細則に定める方法により定期検査を行うことができる。検査の結果、登録内容と事実との相違が発見された場合、その是正を求める。

- 2 当該制度会員は、前項の検査に協力し速やかに対応しなければならない。登録内容の修正・是正を求められた場合は速やかに対応しなければならない。

(製品登録の廃止)

第14条 登録者は、実施細則に定める廃止届を提出することにより製品登録の廃止をすることができる。

- 2 登録者は、登録製品の製造・販売を終了した場合には実施細則に従い廃止届を提出しなければならない。ただし、退会届の提出を行う場合には、廃止届の提出は省略できる。
- 3 廃止届を提出した登録者は、その旨を登録者の取引先などへ速やかに連絡すること。

(登録の取り消し)

第15条 次のいずれかに該当した場合、日化協は製品登録を取り消すことができる。

- (1) 製品登録費が納入期限後6ヶ月を超えて未納となった場合
 - (2) RCM確認登録制度の確認登録規程、実施細則に違反した場合
 - (3) 第13条第2項に基づく検査で指摘された事項が制度運営若しくは制度信頼性維持上、看過できないと日化協が判断した場合
 - (4) RCM確認登録制度 運営規程第9条に基づく退会又は同第10条に基づく除名が行われた場合
- 2 前項(2)及び(3)の規定に基づき取り消しを行う場合は、日化協は取り消しを受ける制度会員にその旨を通知する。取り消しを受ける制度会員は、取り消しの通知について不服があるときは、その旨を記載した意見書を日化協に提出することができる。
 - 3 日化協は、前項の意見書について審議し、その結果を当該制度会員に通知した上で、必要な措置を講ずる。

(開示)

第16条 日化協は、製品登録が行われた場合、実施細則に定める方法により、制度会員に当該製品の登録情報の一部を開示する。

(製品登録費、製品登録継続費及び製品登録変更費)

第17条 登録者は、登録製品ごとに製品登録費を納付しなければならない。

- 2 申請者は、製品登録台帳に登録された翌年度から1年ごとに製品登録継続費を納付しなければならない。
- 3 第4条第2項に基づき登録内容の変更を行った場合、製品登録変更費を納付しなければならない。
- 4 製品登録費、製品登録継続費及び製品登録変更費については、別紙2の通りとする。

(実施細則)

第18条 本規程の細部を規定するため、実施細則を定める。

(改正)

第19条 本規程の改正又は廃止は、日化協がこれを行う。

2 本規程の改正又は廃止がなされた場合、日化協はその旨を本制度ホームページ上に掲載する等で、制度会員への周知を行う。

附 則

第1条 本規程は、202〇年×月××日から施行する。

別紙－1

	リサイクル率	登録製品原材料中のリサイクル原材料(*1)の使用重量割合 リサイクル率[%] = (リサイクル原材料重量)/(原材料総重量)
*1	リサイクル原材料	有機廃棄物(*2)を含む化学品又は”有機廃棄物”由来の材料を含む化学品の原材料”。
*2	有機廃棄物	廃棄物(*3)中の、プラスチック、木質材、紙質材、廃油等。
*3	廃棄物	生産工程で発生排出され同一の生産工程で再利用されない物質及び家庭から排出される又は製品のエンドユーザ(各種施設)から排出される物質
	運営規程	RCM確認登録制度運営規程
	申請者	あらたに製品登録の申請を行う制度会員
	実施細則	RCM確認登録制度登録規程 実施細則
	登録製品	RCM確認登録制度に登録されている製品
	登録内容	登録製品の登録内容
	登録者	製品登録を受けた制度会員

別紙－2

	金額(円)	備考
製品登録費		登録製品ごと
製品登録継続費		登録製品ごと、年度ごと
製品登録変更費		変更時